

総社市告示第15号

総社市人間ドック費用給付要綱（平成17年総社市告示第136号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（給付対象となる人間ドック） 第3条 給付対象となる人間ドックは、次の各号に掲げる検査のいずれか又は両方を含むものとする。 （1）特定健康診査に定められた基本的な項目、貧血検査及び心電図検査を必須項目とする検査 （2）略</p>	<p>（給付対象となる人間ドック） 第3条 給付対象となる人間ドックは、次の各号に掲げる検査のいずれか又は両方を含むものとする。 （1）特定健康診査に定められた基本的な項目、貧血検査、<u>心電図検査</u>、<u>腹部超音波検査</u>及び<u>胸部レントゲン検査</u>を必須項目とする検査 （2）略</p>

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行し、同日以後の受診について適用する。